

令和5年12月
勝浦市議会定例会会議録（第2号）

令和5年12月6日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 岩瀬 洋 男 君	12番 松崎 栄 二 君
13番 岩瀬 義 信 君	14番 佐藤 啓 史 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
教 育 長 岩 瀬 好 央 君	政 策 統 括 監 加 藤 正 倫 君
副 政 策 統 括 監 青 山 大 輔 君	総 務 課 長 平 松 等 君
企 画 課 長 事 務 取 扱	情 報 政 策 課 長 高 橋 吉 造 君
財 政 課 長 軽 込 一 浩 君	税 務 課 長 大 野 弥 君
消 防 防 災 課 長 鈴 木 和 幸 君	高 齢 者 支 援 課 長 君 塚 恒 寿 君
市 民 課 長 渡 邊 弘 則 君	生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君
福 祉 課 長 水 野 伸 明 君	農 林 水 産 課 長 屋 代 浩 君
都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君	会 計 課 長 吉 田 智 絵 君
観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由美子 君	生 涯 学 習 課 長 大 森 基 彦 君
学 校 教 育 課 長 森 庸 光 君	
水 道 課 長 窪 田 正 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 神 戸 哲 也 君	議 会 係 長 原 隆 宏 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程 第2号
第1 一般質問

開 議

令和5年12月6日（水） 午前10時開議

○議長（佐藤啓史君） おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

それでは議事に入ります。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

一 般 質 問

○議長（佐藤啓史君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。

最初に、岩瀬琢弥議員の登壇を許します。岩瀬琢弥議員。

〔3番 岩瀬琢弥君登壇〕

○3番（岩瀬琢弥君） 新政同志会の岩瀬琢弥です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回は、災害対応と個人情報の取扱いについてです。

以前までは、個人情報保護条例が各自治体ごとに制定されていて、その基準の違いが、県や国と連携しようとするときに、対応の遅れや情報の目詰まりを起こしてしまう可能性がありました。

しかし、現在では個人情報保護法に統合され、民間事業者、行政機関、全国の自治体と共通のルールが適用されることになりました。これにより、災害時の個人情報を含む情報の提供や共有がスムーズに行われることになったと思います。

そこで1点目、勝浦市では災害時において、個人情報を使って、どのような対応をすることになっているのか、概要をお伺いします。

2点目は、自治会や消防団のような、ふだんは民間人ですが、公益性の高い役割を担う方々と情報の提供、共有をする場合、彼らは一般の公務員とは違うので、ルール上、情報漏えいの心配がないものになっているのか、お伺いします。

以上、登壇しての質問になります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 市長から答弁を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいまの岩瀬議員の一般質問にお答えします。

災害時における個人情報の取扱いについて、お答えします。

まず、災害発生時に市が保有する個人情報の活用についてであります。個人情報の保護に関する法律が一部改正され、令和5年4月1日から、個人情報保護制度が全国統一のルールと

なることから、同法に基づいた個人情報保護制度を運用していくため、市では個人情報保護条例を廃止し、新たに個人情報保護に関する法律施行条例を制定しています。

これにより、災害時における個人情報の取扱いについて、市では、個人情報保護制度の全国統一のルール及び防災分野における個人情報の取扱いに関する指針に基づき、災害対応を行います。

災害発生時における人命救助においては、生死を分けるタイムリミットが72時間以内とされている中、市としては消防、警察など関係機関とともに、個人情報保護に配慮すると同時に、個人情報を活用し、迅速かつ正確な情報収集を行い、安否不明者の捜索、被災者の救助活動等に当たります。

次に、災害時における自治会や消防団などの公益性のある団体での個人情報の取扱いのルール化についてであります。市では、災害発生時等に自力で避難することが困難な方を対象に、災害に関する情報の伝達や避難等の手助けを行うことを目的として、避難行動要支援者名簿を作成しています。

この名簿は、地域防災計画に基づき、平常時に自治会や民生委員などの避難支援関係者に対し、登録者の同意のもと情報を提供し、災害発生時の安否確認など、迅速な対応が取れるよう役立てるものです。

なお、この名簿を取り扱う自治会や民生委員などの避難支援関係者には、名簿に登載された個人情報の適正な取扱いをお願いしているところです。

以上で、岩瀬議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。岩瀬琢弥議員。

○3番（岩瀬琢弥君） ありがとうございます。幾つか再質問させていただきます。

まず、個人情報といっても、いろんなものがありますが、住所や氏名はもちろんそうですが、銀行口座もそうですし、インターネットのサービスを利用するときに使うIDなど、様々なものがあります。最近ではマイナンバーカードが普及し、マイナンバーも身近なものになりました。それらを第三者に使われることに不安を感じる人もいるかもしれません。

ですので、確認として、災害時に利用が想定されている個人情報には、どんなものがあるのでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えします。個人情報は、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、メールアドレス、家族構成、病歴、障害など、特定の個人の情報であることを識別できる情報であります。

災害時に活用する個人情報は、特定の個人を救助するため、まさに特定の個人を識別するこれらの情報でありまして、特に地震、土砂崩れ等により家屋が倒壊するなど、家族全員が被災した際などは、倒壊家屋の中で何人が被災しているかを速やかに特定し、捜索救助に当たる上で、家族構成員の情報は重要であります。

また、安否不明者の氏名等を公表する際、安否不明者が配偶者等からの暴力やストーカー行為の被害者等であって、所在情報を秘匿している場合、その氏名、住所等を公表すると、本人やその家族の生命、身体が危険にさらされる可能性があるため、当該者は公表対象者から除外するなど、より慎重な個人情報の取扱いを行います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。岩瀬琢弥議員。

○3番（岩瀬琢弥君） ありがとうございます。もう一つ、個人情報を提供、共有する範囲についてもお聞きしたいと思います。

例えば、着のみ着のまま避難してきた人が持病を抱えていて、薬が必要になる場合は、医療機関と連携が必要ですし、行方不明者を探す場合、スマホのGPSを使って、ある程度の位置を特定するために、通信事業者と連携することも想定されます。この点について、お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えします。病気治療中の方や持病のある方などが災害で被災し、意識不明となり、一刻の猶予もない場合、医療事業者は治療のため必要な治療歴等の情報を家族等から取得し、救命治療に当たります。

また、携帯電話やスマートフォンのGPS位置情報につきましては、大規模災害時における安否確認等、緊急時における活用に対する需要が高まったことから、国は、電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドラインを改正しております。

このガイドラインでは、人命救助等におけるGPS位置情報の取扱いについて、電気通信事業者は、警察、消防等の救助機関の要請により、救助を要する者の位置情報の取得を求められた場合は、要救助者の生命または身体に対する重大な危険が切迫していること、かつ、その者の早期発見のために、その者のGPS位置情報を取得することが必要不可欠であると認められた場合に限り、当該位置情報を取得し、警察、消防等、救助機関に情報を提供します。

これを受けて、警察、消防等救助機関は、即座に要救助者の位置特定及び救助活動に当たります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。岩瀬琢弥議員。

○3番（岩瀬琢弥君） ありがとうございます。もう1点、最近では景気が上向いていて、観光が盛んになってきていますけども、災害対応する際には、市外から来た方や外国人についても、対応が必要になります。

特に外国人の方々は、ビザの要件が緩和されて、たくさん訪れるようになりました。彼らの個人情報も取り扱うことになるでしょうが、協力してもらうためには、言語の壁があります。特に災害時では、日本人でもふだん使わないような専門用語が多くなりますし、日本人と違って、災害そのものに対する予備知識がないかもしれません。私たちの場合でしたら、台風とはどんなものか。地震とはどんなものなのか、ある程度の知識がありますが、それが無い可能性があります。なので、スマホの翻訳アプリで直訳しても、意図が伝わらないかもしれません。ですから、通訳できる人材が必要になると思いますが、その点についてお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。災害時には外国人も、市が設置する避難所を使用することが想定されますことから、被災外国人との意思疎通を円滑化する必要があります。

大規模災害が発生した場合、千葉県では、千葉県災害時多言語センターが立ち上げられまして、行政機関等が発信する災害情報を多言語に翻訳して、外国人への情報発信等を行います。

大規模災害発生時、外国人が避難してきた場合、その避難者名簿を作成し、個人情報を有する際に、県災害時多言語支援センターへの個人情報の提供、及び当該センターによって避難者

ヘニーズ相談等の各種支援を行う旨を特定することで、当該センターへの外国人避難者の個人情報提供は可能となります。

一方、市では災害時において、個人が持つ資格や技能を生かし、ボランティアとして活動願うため、令和4年度に、広報紙において広く防災ボランティアの募集を行いました。この募集において通訳ボランティアとして応募され、登録した方は複数名おります。このため、市は災害時、被災外国人に対し、この通訳ボランティアの方たちとともに支援を行います。

また、避難所においては、一般財団法人自治体国際化協会が作成し、公開している多言語情報等共通ツールである多言語指さしボードなどを活用し、意思疎通を図りながら、外国人避難者を支援する考えであります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。岩瀬琢弥議員。

○3番（岩瀬琢弥君） ありがとうございます。最後に1点、災害対応では、具体的な行動をしなくてははいけません。現場では、スピードが大事ですし、アドリブで対応しなければいけないこともあるかと思います。

しかし、英米法の国でしたら、ネガティブリストになっていて、やってはいけないことが書いてあります。何か問題が起きたら、裁判で話し合いましょうとなります。日本の場合は、大陸法の系譜で、ポジティブリストになっています。つまり、書いてある範囲でやっていいことになっています。そこから逸脱すると、グレーゾーンになってしまう。なので、ルールを抜け目なく整備されたものにしなければいけないのと同時に、適切に運用されることが肝腎です。

ですから、用意されたルールで十分に対応できるものなのか、把握しておくことが大事ですし、現場で対応する職員の練度を高めておくために、机の上でもシミュレーションしておくことが重要かと思いますが、その点についてお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。災害時における個人情報取扱いのシミュレーションについては、台風や豪雨時、開設する避難所において、避難者名簿の作成管理を行っておりますが、人の生死を分けるような場面での個人情報の取扱いに特化した訓練等の実績はございません。

大規模災害発災当初の72時間が、救助活動において極めて重要な時間帯であり、平常時から安否情報の収集、精査等を速やかに行えるよう備える必要があります。

したがって、今後、個人情報取扱いに特化した訓練等を実施してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。

○3番（岩瀬琢弥君） なし。

○議長（佐藤啓史君） これをもって、岩瀬琢弥議員の一般質問を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、久我恵子議員の登壇を許します。久我恵子議員。

〔8番 久我恵子君登壇〕

○8番（久我恵子君） 議長よりお許しをいただきましたので、令和5年12月議会、一般質問をさせ

ていただきます。会派勝寿会、久我恵子でございます。よろしくお願いいたします。

今回は、3点について質問をさせていただきます。

1点目は、認定特定創業支援等事業の状況及び空き店舗等活用支援事業補助金について、お聞きいたします。

認定特定創業支援等事業は、産業競争力強化法に基づき、創業希望者、創業して間もない人を支援するための国と地方自治体によるサポート事業であり、地域の創業を促進することによって、日本の産業競争力を高めることを目的としています。

この支援事業を受講し、修了することで、特定創業支援等事業の支援を受けたことの証明書を自治体が発行し、様々なメリットを受けることができます。これにより、創業者は創業の基礎知識の習得や様々な情報の収集ができ、事業の展開をスムーズにできます。そこで、以下のとおり質問をいたします。

1、市内における認定特定創業支援事業の現状及び証明書発行の件数。

2、空き店舗等活用支援事業の増額については、どのように考えているかをお聞かせください。

大きな2点目、予防伐採について。

県内に甚大な被害をもたらした令和元年房総半島台風は、大量の樹木の倒木等による電柱の破損や電線の断線等で、千葉県内で最大64万軒が停電し、災害関連死と認定された住民12名のうち、8名が熱中症など停電の影響で亡くなったとされています。勝浦市内においても、電力の復旧までに多くの日数を要しました。電力を失うことにより、夏の暑い時期は熱中症の危険、医療機関や市民生活等にも大きな影響を及ぼします。

千葉県は、令和元年房総半島台風による倒木の被害を契機に、災害に強い森づくり事業を創設し、被害森林の復旧や予防伐採につながる森林整備に取り組む市町村に支援を行っています。そこで、以下のとおり質問をいたします。

勝浦市における予防伐採についての考え。

大きな3点目、防災無線について。

防災行政無線は、防災情報など、市から市民に速やかに広く知らせたい情報などを放送するものであります。地震、台風などの非常事態や、人命、その他緊急重要なこと及び市政の周知連絡等が、防災行政無線の概要と記されております。

放送は、市内に配置されている屋外スピーカーから放送され、市民に発信されています。しかし、防災行政無線のシステムがアナログからデジタルに変更されてから、「放送が聞こえない」「聞こえても、何を言っているのか聞き取れない」等の声を多く聞きます。大きな災害等の緊急事態に放送が聞き取れなければ、防災無線の意味がないと考えます。

かつうらメイトでも、災害情報を発信しておりますが、スマホ等を持たない方、高齢者等の災害弱者には、十分な手段ではないと思います。防災無線が聞こえず、避難等の遅れがあってはなりません。そこで、以下のとおり質問をいたします。

1、防災行政無線が聞こえない、聞き取れない等の苦情地域への調査と対応はどのように行っているのか。

以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 市長から答弁を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいまの久我議員の一般質問にお答えします。

初めに、認定特定創業支援等事業の状況及び空き店舗等活用支援事業補助金について、お答えします。

まず、市内における認定特定創業支援等事業の現状及び証明書発行の件数についてであります。市内における認定特定創業支援等事業は、勝浦市と勝浦市商工会が連携をし、市においては、創業相談窓口の設置、情報提供、証明書の発行を行い、商工会においては、創業ワンストップ窓口の設置や創業塾を実施しており、その他関係機関からの協力も得ながら、創業者や創業希望者に対して、創業前の段階から創業後までの各ステージに応じた支援体制を整えているところです。

この事業の支援を受け、証明書を発行した件数は、令和3年度で3件、令和4年度で14件、令和5年度は現在までのところ3件となっています。

次に、空き店舗等活用支援事業補助金の増額についてであります。現在、空き店舗等活用支援事業補助金は、空き店舗等を利活用した事業の開始に必要な経費に対して、対象額の2分の1、上限額50万円を限度として実施しています。

今年の夏は、涼しいまちとして本市への注目が集まり、新規創業を検討する相談も増えていると聞いております。

したがって、この好機に、空き店舗を活用して創業しようとする方の支援を充実させることは、重要であると考えます。

次に、予防伐採についてお答えします。

市における予防伐採の考え方についてであります。令和元年房総半島台風による大規模停電の経験を踏まえ、令和2年度に市では東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社と、災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定を締結し、広範囲の長時間停電に対する早期復旧についての相互協力、また、医療施設や福祉施設等をはじめとする重要施設の優先復旧などを取り決め、大規模停電時の対応態勢を整えてきたところです。

台風をはじめとする自然災害による停電は、倒木に起因するものが多く、防災の観点から、電線や道路に倒木が予見される樹木の伐採等を、電気事業者等関係者とともに計画的に取り組んでいくことは必要であると考えます。

一方で、伐採等は費用負担を伴うことから、地権者等が積極的に実施しづらいということが課題と考えます。

今後も、県事業等の活用を検討しながら、予防伐採の推進に取り組んでいきたいと考えます。

次に、防災行政無線について、お答えします。

防災行政無線が聞こえない、また、聞き取りにくい地域の調査と、その対応についてであります。令和元年度より実施している防災行政無線のデジタル化改修事業については、建設条件等の関係から、従前と同一の場所に屋外拡声子局が建てられないなどの理由から、屋外拡声子局の統廃合を行った区域の一部では、改修後、放送の音が小さくなった。聞こえづらい等の声とともに、改善の要望を受けています。

このような区域には、職員が現地に出向き、聴き取り調査を行うとともに、防災行政無線の補完ツールとして、市防災アプリケーションである「かつうらメイト」の利用を案内していま

す。

また、かつうらメイトの利用を承諾いただいた際には、その場において、登録手続を支援するとともに、使用方法を説明し、身近な防災ツールとして活用いただくよう対応しているところ です。

以上で、久我議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま市長から御答弁いただきました特定創業支援を受けたことの証明書の発行数は、令和3年度で3件、令和4年度で14件、令和5年度が現在のところ3件とのことでございました。これらの方が、勝浦市での創業につながっていくことが何より重要であると思っております。

この認定制度は、近隣市町では、いすみ市や鴨川市でも実施されております。千葉県内でも、本年6月時点、47の市町村が実施しています。この認定を受けた事業者には勝浦市で開業していただくことが、市の産業発展につながると考えます。

市外からの創業者の取り込みは、ある意味、行政間での競争であると考えております。そこで、その競争に勝っていくためにも、市独自の創業者に対する支援制度について、どのような制度があるのかをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。創業者に対する支援策といたしましては、まずは資金調達のための支援といたしまして、勝浦市中小企業融資に関する条例を定め、金融機関と連携した制度融資と利子補給を実施しており、日本政策金融公庫からの融資、いわゆるマル経や創業関連融資を受けた事業者に対しては、利子補給の事業を実施しております。

また、店舗やオフィスを新たに構えるための支援といたしまして、空き店舗等活用事業の支援事業を実施しているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） 市独自の支援策として、金融機関と連携した制度融資と利子補給、空き店舗活用事業等が実施されているとの御答弁でございました。しかし、市内においても、活用されていない空き店舗が多く見られております。

経済産業省の定義によれば、商店街とは、小売、飲食、サービス業を営む店舗が30以上隣接しているものを指します。また、空き店舗とは、リフォームを行うことで、店舗として利用できる物件で、所有者が貸す意思があるにもかかわらず、借手がついていないものを指します。

車やインターネットショッピングが普及する前は、住宅地の徒歩圏内に食料品や日用品を扱う専門店が集まっていた商店街は、生活をしていく上で大変便利な存在でありました。しかし、自家用車の普及などにより、遠方への移動が容易になったことで、地元の商店街で買物をする必要性が薄れてきてしまいました。

これに加え、郊外型のショッピングモールが多く建設され、価格面や品ぞろえ等、競争力の弱い商店街から顧客が流出いたしました。市内においても同様に空き店舗が点在し、利用されずにシャッターが閉まったままという現状が多く見られます。

先ほど市長は、今年度、涼しいまちとして全国から注目を集めたこの好機に、支援を充実さ

せることは重要と答弁をされました。勝浦市に移住したい。そこで創業をしたいとの相談がある今こそ、現在活用できる施策の中で、空き店舗等活用支援事業補助金の拡充が必要ではないかと考えます。これについての市のお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。ただいま議員がおっしゃられましたとおり、空き店舗の問題というのは、時代的な背景や人々の生活習慣の変化など、様々な要因によるものと考えております。

一方、そうした空き店舗が活用され、新たな事業の営みが始まりますと、一遍にその周辺をも明るくしまして、周辺を活気づかせる効果があるというふうに考えております。

したがいまして、勝浦市への関心が高まっている今、市内市外を問わずに、事業を始めたい方を支援するために、この制度を活用することには大きな意味があるというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 今、課長の答弁にもありましたとおり、1か所、シャッターが開いて、操業がされると、その周辺が明るくなり、人の行き来も多くなります。ぜひ、そういう方たちを支援して、一つでも多くの店舗が、空き店舗がなくなり、創業される方が多くなることが、地域のためになるのではないかと考えております。

それで、創業者が開業するための資金の中で、一番大きな問題となりますリフォーム費用等の設備投資が、大変大きな負担となっていると思います。

市では、空き店舗を利用した事業の開始に必要な経費に対して、対象額の2分の1、上限50万円を限度として実施していますが、こちらをさらに補助金で拡充することにより、勝浦市での創業が増え、他市町村での創業と比べ、勝浦市での創業が魅力あるものとなり、多くの事業者に、勝浦市での創業を考えてもらうことになるのではないかと考えます。これについての考えをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。他市町村との差別化というのも一つ必要であるというふうには考えております。

したがいまして、一つには、現在ある空き店舗等活用支援事業を拡充することや、その他の効果的で特色のある事業につきましては、やみくもに行うというよりは、まずは創業希望者のニーズを把握するなど、商工会と連携して、その辺は研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） 今こそ本当に注目が集まっております、勝浦市に。勝浦市への関心が高まっている今こそ、創業希望者のニーズを、今、課長がおっしゃいましたとおり、把握した上で、特徴のある事業を行っていただいて、新規事業者の呼び込みをしていただきたいと思います。と考えております。

さらに、補助金の拡充だけでなく、例えば、国が実施している小規模事業者持続化補助金の採択者への上乗せの補助、県が実施している脱炭素化に取り組む事業者への補助金を勝浦市でも独自に実施すれば、勝浦市での創業には様々な支援制度があり、メリットが大きいと感じて

もらうことができるのではないかと考えます。勝浦市での創業推進や既存の企業の持続化に全力で取り組んでいただきたいと思います。そこで市長に、勝浦市の産業発展に向けての考えをお聞きいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。引き続き、商工会との連携を重視していきます。

そして、メリットを精査し、予算化ができるかどうかというふうな検討になると思いますが、市独自の支援策ということがいいのかどうか、効果的な支援策を考えてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 市長、ありがとうございます。ぜひ、効果的で魅力のある施策が勝浦市において展開され、一人でも多くの方が勝浦市で創業していただけるようにしていただきたいと思っております。

それでは、次に大きな2点目の予防伐採についての考えをお聞きいたします。

予防伐採は、2019年の台風15号の被害の大きな原因だった倒木への対策で、電線近くの木を、停電予防のためにあらかじめ伐採しておくものであります。台風15号のとき、千葉県内では1,750か所に上った電柱の被害のうち、1,300か所余りは倒木によるものであります。予防伐採は、この倒木の原因をあらかじめ取り除くことで予防をし、停電対策とするものであります。

千葉県は令和4年に、災害に強い森づくり事業を創設し、予防伐採につながる森林整備に取り組む市町村に対し、倒木が懸念される森林の抽出や優先度の検討、整備場所の選定などについて支援をしております。

今後、台風によって、インフラ施設等へ2次被害が発生しそうな森林について、市として、どのような対策を行ったのかをお聞きいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。これまで、千葉県南部林業事務所及び電力事業者と、倒木被害のあった森林や今後、台風によってインフラ施設等への2次被害が発生しそうな森林の特定について、協議をしてまいりました。

この結果、電力会社及び山林所有者と協議が調いましたので、本年度予算におきまして、県の災害に強い森づくり事業補助金及び森林環境譲与税を活用しまして、災害に強い森づくり事業として、予防伐採を行うに至ったところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問……。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 本年度、電力会社及び山林所有者との協議の上、場所を選定し、県の災害に強い森づくり事業補助金と森林譲与税を使って、予防伐採を行ったという御答弁でございました。そこで、その場所、伐採の本数、そして予算をお聞きいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。まず、場所につきましては、市道勝浦荒川線の沢山トンネルの入り口周辺でございます。伐採の本数につきましては、杉の木を50本、それと倒木17本の搬出を予定しております。予算につきましては、令和5年度予算は446万6,000円で、過日、入札に付しまして、契約額が412万5,000円となっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 予防伐採が予定されているということで、杉が50本、その他いろいろあるんでしょうけれども、契約額が412万5,000円。やはり予防伐採には多額の費用と労力がかかるんだなというふうに感じました。

この予防伐採を必要とする森林の多くは、昭和の時代に植林された木が間伐されずに、倒れやすくなっている私有林がほとんどであります。その管理されない山林が年々、増えている現状にあります。

間伐がされなくなった理由は、森林整備の担い手不足と、多額の費用が必要となることと考えます。所有者へのアンケート調査でも、所有者の半数以上が今後、自力での整備は難しいと回答しています。

国は、電線や電柱近くの森林の間伐を自治体が行う場合に補助を出しておりますが、伐採した箇所に再び植林をすることが条件になっているなど、予防伐採には使いづらいものであると考えております。

さらに、電線や電柱を管理する東京電力も、電線に触れそうな樹木を「保守伐採」と呼ばれる作業は行っておりますが、倒木の被害を防ぐための伐採は行っておりません。また、自治体などの予防伐採の費用を負担しないというのが基本的な考えであります。

この費用面において千葉県では、森林環境譲与税を予防伐採等に活用することを有意義な取組としています。勝浦市への森林環境譲与税の交付額は、令和元年度が292万2,000円、2年度が602万8,000円、3年度は606万7,000円。4年度でも883万円があります。

森林環境整備基金積立金として、それぞれの年度で、森林環境整備基本計画策定事業、森林環境整備アンケート業務等に活用され、そして積み立てられています。

令和元年から令和4年度までの積立額は947万7,500円となっています。県内では、令和2年度は7市町、3年度は17市町、令和4年度は8市町が、予防伐採に取り組んでいます。

この森林環境譲与税や森林環境譲与税基金積立金を活用して、予防伐採を行うべきと考えますが、市のお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。令和元年の台風の接近に伴います倒木、これによる停電が長期化したことから、予防伐採の重要性は認識しているところでございます。

今後も森林環境譲与税を活用いたしまして、令和2年度から実施しています森林所有者へのアンケート調査と、各地域ごとの実施計画の策定と併せて、予防伐採事業を実施してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 令和2年度から実施している森林所有者へのアンケート調査及び地域ごとの実施計画の策定と併せて、予防伐採事業を行っていただきたいと思っております。

令和元年の台風15号の被害の倒木等による停電が長期にわたり、大勢の方々が大変不便な思いをされました。このような停電による被害を予防するためにも、予防伐採を推進していただきたいと思っております。

予防伐採の推進に当たっては、樹木の所有者の同意など課題もあることから、令和4年度、県は新たに市町村職員に向けに、発注業務や完了検査等の実務研修を行っております。予防伐採の取組を、こうして支援してくれているわけです。

市ではこの研修に職員を派遣し、研修を受けているのかどうかをお聞きいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。本年度、県では職員を対象とした森林整備研修を4回、計画しています。既に2回が実施済みとなっております、7月に行われた第1回目の研修に、農林水産課の職員2名が参加しているところでございます。

また、議員のおっしゃる森林整備事業におけます事前調査及び竣工検査をテーマとした研修が、第3回目の研修として、12月25日に開催される予定となっております。こちらの研修にも職員2名が参加をする予定になっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 課長のほうから、職員を派遣して、この研修に参加していると。職員の方に積極的に参加していただいて、スキルアップをしていただいて、勝浦市の予防伐採の力になっていただきたいと考えております。

倒木は台風や強風によるばかりではなく、問題になっておりますカシノナガキクイムシによるナラ枯れで茶色く変色した樹木も、倒木の危険性があると考えております。

以前、岩瀬洋男議員がナラ枯れの危険性について一般質問をされました。それ以降も、ナラ枯れの被害は広がっているように思います。

ナラ枯れは、放置すると爆発的な感染を招き、このカシノナガキクイムシは、太い大きな木が被害に遭うことが大変多いということを聞いております。放置すると、せっかく大きく育った木が、ナラ枯れによって枯れてしまうということになります。ナラ枯れを受けた樹木を放置すれば、被害を大きくするだけでなく、倒木の危険性も大きくなってきます。

そこで、カシノナガキクイムシの対策は、どのようになっているのか。その対策方法について、お聞きいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。ナラ枯れ対策といたしましては、市のホームページにおきまして、粘着剤の塗布、ビニールシートによるラッピング、薬剤注入といった予防対策、また、薬剤による薫蒸、焼却、伐採による駆除方法を紹介しているところでございます。

また、枯れた樹木につきましては、倒木の危険性もあることから、危険木伐採事業等補助金の活用により、対応しているところでございます。

なお、近年では、カシノナガキクイムシの特性といたしまして、仲間を呼び込む習性がございます。この習性を利用したペットボトルとエタノールを活用した商品が、関西で販売されていると伺っています。カシナガトラップという製品でございますが、今後は、この製品の有効性について情報収集してまいりたいと、このように考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。市のホームページにおいて、粘着剤の塗布、ビニールシートによるラッピング、薬剤注入といった予防対策、そして、薬剤による薫蒸、焼却ですね。それと破砕による駆除方法を紹介しているということです。

そして、新たに今、伺いましたカシナガトラップですか、こちらのほうをぜひ導入していただいて、効果があるならば、やっていただきたいなと思っております。これ今、課長から、そういう研究をなさっている。検討しているということを伺って大変安心をいたしました。

先ほども申しましたが、長い年月をかけ育った大きな大切な樹木が、このカシナガキクイムシの被害によって枯れてしまう。そして、倒木の憂き目を見てしまう。そのようなことがないように、できる限りの対策をしていただいて、木を守っていただきたいと思いますと考えております。

そこで、千葉県では、電力復旧作業の支障となる道路上の倒木除去に係る事項や、平時における計画的な樹木伐採の連携を図るために、東京電力パワーグリッドと協定を結んでおります。先ほど市長も、勝浦市も令和2年に協定を結んでいるとおっしゃいました。

この協定を使って、国、県、市町村、東京電力で連携し、スムーズに予防伐採が行えるように、補助制度、支援制度を含めた財源措置を国や県に要望し、近隣市町と広域的な連携を進めるべきと考えております。勝浦だけがやっても、近隣で電線が切れてしまえば、勝浦への送電も切れてしまうということもございますので、要は、近隣市町と広域的な連携を進めるのが、一番よろしいのではないかと考えています。これについて、市長の考えをお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。議員がおっしゃるとおり、一つの自治体では駄目であって、連携を考えて、その上で自治体、その要望を受けて、周りが動き出すという流れをつくってまいりたいというふうに思っています。

台風13号というよりか、令和元年度の台風で、停電が起きました。そのときから、私も、この予防伐採が必要ではないかという考えで、現在も、どのような対策がというところでは、ナラ枯れに対する対応だとか、それから、アサガオに花はそっくりなだけで、全く別物のつる性の琉球アサガオとかそういうふうな、どこの節からも根っこを出して、そして、大木をも巻き込むというふうなところでは、大きな危機感を持っているところです。

一自治体では完結できないことなんで、電気事業、関係自治体との広域的な連携を進めて、国や県に対しても、予防伐採の支援等を要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 市長、ありがとうございます。近隣市町と連携を深めていただいて、この問題には、みんなで手をつないで、一つの問題に向かっていていただきたいと思いますと考えております。

市長おっしゃいました、つる性の琉球アサガオ、こちらは実は今回、一般質問の初めの段階では考えていたんですが、琉球アサガオも電線、電柱に絡まっております。全国で調べてみますと、これにより何火災といったかな、何かあるんですが、それでも電線が切れて、火災も起きて、停電が起きております。

そういうことも事例もございますので、そこまで含めて予防伐採には、一つのものにくくるのではなく、いろんなところ、とにかく停電を起こさないということで、市長には対応していただきたいと思いますと考えております。

続きまして、3点目の防災行政無線が聞こえない等の苦情に対する調査について、再質問をさせていただきます。

防災行政無線が聞こえない、聞き取れない等の苦情に対し、かつうらメイトでの情報発信で対応している等の答弁でございました。

かつうらメイトは大変便利なアプリではございますが、先ほど市長おっしゃいましたとおり、高齢者の方や、スマホの操作に慣れていない方には、アプリの入手の仕方や必要としている情

報のを見つけ方が分からずに使いづらいとの声を聞いております。

そこで、直近の戸別受信機、これも市のほうで貸出ししていますよね。この戸別受信機の貸出し数と貸出し地域。そしてさらに、かつうらメイトの現在の登録ユーザー数。また、高齢者の方やスマホの操作に慣れていない方に対し、先ほど答弁もございました。聞こえないというところには出向いて、説明をしていただいて、アプリの入手までお手伝いをしているというお話聞きましたが、それでもまだこの「説明してくれている」ということが市民に浸透しておりませんので、そういう説明会を開催する考えはあるのかどうかをお聞きいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。初めに、戸別受信機の貸出しの件数の件ですけど、令和5年11月末現在の数字で申し上げます。戸別受信機の貸出し数は、1,996台。このうち、公共機関等への貸出し台数を除いた各世帯への貸出し数は、1,911台であります。

貸出し台数を地区別で申し上げますと、勝浦地区が885台、興津地区が363台、上野地区が278台、総野地区が385台であります。

次に、かつうらメイトの登録ユーザー数であります。こちらも11月末現在の数値であります。4,041人です。

次に、かつうらメイトの説明会開催についてであります。かつうらメイトの利用を促進するため、説明会を開催していきたいと考えます。

なお、デジタル化改修後に放送音が小さくなった。聞こえづらい等の声がある地区については、重点的に実施したいと存じます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。戸別受信機は大体2,000台を貸し出しているとのことですね。

ただ、この戸別受信機は、アナログ式ですね。そうすると今後、こちらもデジタル式へ転換していくことになると思うんですが、現在も戸別受信機で災害情報等を入手されている方々へ、今後の対応はどのようになるのかをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。戸別受信機につきましても、来年度からデジタル方式の戸別受信機に順次転換していく考えでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） スムーズにアナログ式からデジタル式への転換を行っていただきたいと思っております。

先ほど、かつうらメイトのユーザー数、4,041人。そして、かつうらメイトの説明会を積極的に行っていただくという答弁がございました。これはぜひ、積極的に行っていただいて、本当に聞こえていない地域、多くございますので、そこへ出向いていただいて、やっていただきたいと思っております。

そして、防災行政無線の放送は、屋外拡声子局、（通称）防災無線のスピーカーと、この後は呼ばせていただこうかなと思っているんですが、住宅等の位置関係や地形など周辺環境等によって、地域によって差があるように思われます。それに加え、風向き、台風等の気象状況、住宅の遮音性の向上などもあり、放送が聞き取りにくい場所があるように思います。防災無線

を全ての方に音声での情報を伝えることには、限界があるのではないかと考えております。

そのため、かつうらメイトでの情報発信を進めてはおりますが、高齢者の方々にとっては、先ほども申し上げたとおり、ふだん使い慣れていないスマホの電話機能の以外のアプリは、操作の方法が分からないなどで、かつうらメイトのアプリを入手されない方が多くいらっしゃいます。それは説明会を開いていただいて、解消していただきますが、緊急時に必要な災害情報や気象情報等が正確に届かず、取り残されてしまった場合には、命の危険さえあります。

防災行政無線を知らせるチャイム音、あの音は聞こえますが、防災行政無線の内容が聞き取れない。聞き逃した。ふだんは聞こえるけれど、風や雨の音で、何を言っているのか分からなかった。そういうことへの対応策として、防災行政無線と同じ内容を無料で聞くことのできる電話システムを導入してはいかがかと考えております。県内でも多くの自治体がこの電話サービスをしており、これを導入すれば、防災行政無線が聞こえなくても、聞き逃しても、電話で防災行政無線と同じ内容が確認できます。

また、これは高齢者の方々も、電話の操作にはふだんから慣れているために、使いやすいのではないかと考えております。

これについてのお考えをお聞きます。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。県内、また全国各地の自治体において、防災行政無線の補完手段の一つとして、防災テレホンサービスが広く活用されております。

本市では防災行政無線の補完手段として、かつうらメイト、防災メール等により、防災情報を広く市民に発信しているところでございます。

一方で、スマートフォン等を使用していない。また、アプリや機器の取扱いに不慣れなどの理由から、これらの防災情報サービスを楽しんでいない方たちなどがあることも承知しております。

防災テレホンサービスでは、電話で防災行政無線の放送内容を確認できるサービスであり、本市が現在、運用している防災情報伝達手段の隙間を補完するのに有効であると考えます。

このためにも、市民誰もが確実に防災情報を取得できるよう、多様な防災情報伝達手段を構築する必要があると存じます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） ただいま課長のほうから、防災情報無線の伝達手段として有効であるというお答えをいただきました。

この防災テレホンサービスを導入していただければ、もう、あした来るかもしれない災害等に対応するために早くやっていただきたいと考えております。いつ導入するようなお考えがあるのかをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。既に導入し、運用している自治体を参考にしながら、早急に取り組んでまいりたいと考えます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 防災行政無線は、屋外拡声子局、先ほど言いました防災無線のスピーカーの位置関係、地形等の問題で、全ての方に音声での情報伝達は難しいと先ほど言いました。

しかし、令和2年度にデジタル化の審議がされたとき、市内全域で聞こえるようになると説明があったと記憶しております。屋外拡声子局は原則、アナログ式の子局のあった場所に設置されると、そのとき聞きました。

そこで、アナログ時の防災無線のスピーカーの数は幾つあったのか。また現在、そのスピーカーは幾つあるのか、その設置数をお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。アナログ時の屋外拡声子局の設置数は96基であります。デジタル化改修後の現在の設置数は87基でございまして、9基、減少してございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 質問の途中ですが、午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問ありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 先ほど、アナログ時の屋外スピーカー、子局の数ですね。96か所とのこととございまして、現在は87か所。ということは、9か所が設置されていないということです。

子局が立ててあった場所全てに、アナログからデジタルに変換するときにおっしゃったと思います。設置できなかったこの理由。そして、現在まで設置されていないこの9か所は、どこなのか、その場所をお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。従前と同一の場所に屋外拡声子局が設置できなかった主たる理由については、工事車両が進入できない場所では、柱の強度基準強化により部材の重量が増し、人力による部材の搬入が困難となったことなどによるものです。

次に、廃止した9か所についてでございますが、大字別で申し上げますと、勝浦1か所、墨名2か所、沢倉2か所、部原1か所、串浜1か所、興津1か所、守谷1か所でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 設置できなかった理由については、材料が運び込めなかった。困難であるということではありますが、これは何としても場所を探して、やっていただかなければいけないと思っております。

そして、廃止した9か所ですけれど、勝浦、墨名、沢倉等9か所、これはもう急いでやっていただかないといけないと思っておりますので、これについても、ぜひよろしくお願いいたします。

防災行政無線のデジタル化改修事業は、令和2年度から令和4年度までに約4億3,000万円をかけて行われております。また令和5年度も、8,757万1,000円が計上され、実施されております。これだけ多くの予算が使われているのですから、一人でも多くの市民に音声を伝えたいという行政側の思いは分かるんですが、実際伝わっていません。

今後、デジタル化改修事業により発生した難聴地区の解消に向けた当該事業の見通しについて

て、お聞きいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。防災行政無線のデジタル化改修事業により発生した難聴区域の解消については、デジタル化前の放送音の到達区域を確保できるよう、来年度中を目途に取り組んでまいりたいと考えます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） ぜひ来年度中、早い時期に全ての地区で防災行政無線が聞こえるようになることをお願いしたいと思っております。

勝浦市には約1万6,000人の人口がありまして、そのうち65歳以上の単身世帯が2,220世帯あります。災害時に防災行政無線等で情報が入手できなければ、どれほど不安な思いをするかわかりません。また、単身世帯でなくても、災害時は様々な情報が錯綜し、混乱する場合があります。市からの情報が一番信頼性も高く、市民にとって、避難や災害被害予防の早い行動の後押しになることは間違いありません。

市民の安心・安全と命を守るために、災害時の情報発信は市の責任であると思います。その方法は防災行政無線、かつうらメイト、市のホームページ、そして先ほどお願いしました防災テレホンサービス等、幾つかの選択肢が必要であると思います。そこで、災害時の情報の伝達の在り方について、市長にお伺いをいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。まず、災害時においては、正確かつ迅速な情報伝達が必要である。これを基本に、確実性という点においては、防災行政無線の難聴地区等、善処すべき点があるということは承知しております。

このため、情報伝達の確実性を担保するためにも、新たな情報伝達手段の導入も視野に入れる必要があるのではないかと考えます。

今後も市としては、市民誰もが災害時の情報の取得に不安を持つことがないよう努めてまいりたいと、そういう考えであります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 市長、ありがとうございます。ぜひ、一人でも多くの方にこの情報が伝わるような方法を確実に、そして早く実行していただきたいと考えております。

休憩時間にちょっと、先ほど言ったアンテナが立っていない9か所の地区の議員さんのほうからも言われましたが、墨名のほうではチャイム音すら聞こえない。初めにポーン、何かそういう音、それすら聞こえないという情報もございますので、そういうところまでを含めて、災害時等に聞こえやすい音、あるいは音を大きくするというのも考えて、今後の防災無線についての考え方を行っていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これをもって、久我恵子議員の一般質問を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、長田悟議員の登壇を許します。長田悟議員。

〔4番 長田 悟君登壇〕

○4番（長田 悟君） 会派勝寿会の長田悟です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、質問させていただきます。

今回は2点についてお伺いします。

1点目は、本市農林業の振興についてでございます。

前期基本計画・基本方針4－1「農林業の振興」の施策の展開では、6つの項目の中に、農林業の担い手の確保・育成と経営基盤の強化、農業生産基盤の整備、農業にふれあう機会の充実が掲げられ、前期実施計画では、これらを推進するための事業として、青年就農給付金事業、農業経営基盤強化促進事業、地域間交流事業が掲げられています。

また、前期基本計画の令和8年度までの成果指標として、認定農業者数は18経営体、新規就農者は6経営体、経営耕地面積は、現状の3万4,608アールを成果指標としています。

この成果指標達成に向けて、現在の実施計画があるわけなんです、各種事業の進捗状況、及び、成果指標の状況についてお伺いします。

次に、効率的及び安定的な農業経営を育成し、担い手の確保と農用地の有効利用を図る事業として、農業経営基盤強化促進事業が掲げられていますが、効率的及び安定的な農業経営の育成方法、担い手の確保と農用地の有効利用方法、及びこれらに関わる令和5年度の予算計上事業の内容について、お伺いします。

2つ目の各事業の方向性と財源確保についてでございますが、令和4年度決算の概要では、大幅に増加したふるさと応援寄附金を積極的に活用し、第4次実施計画に掲げる事業を推進したほか、第2期勝浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、各分野の施策の実現に向けた取組を推進したとされております。

その主なものとして、第1に、子育て・教育環境の向上と充実に関わる事業、第2として、産業振興企業誘致・就業支援による働く場の確保、第3に、観光による交流人口の拡大、移住・定住の促進、第4に、地域交流・地域振興の促進としての結果を記載されております。

また市長は、令和5年10月13日発行の広報かつうらにて、「自然の脅威と人々への感謝 持続可能なまちに 市長室より」と、そして、令和4年度の決算の結果、歳入約193億円、歳出約188億円ということで、過去最大規模となったと。「おかげさまで、ゴミ・水道・道路・庁舎・産業・教育・子育てなど数多くの事業を着実に進められたというふうな形で書いてございます。

その「着実に進められた」とした各事業の内容と方向性についてお伺いし、登壇しての質問を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 市長から答弁を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいまの長田議員の一般質問にお答えします。

初めに、農林業の振興についてお答えします。

まず、前期基本計画に掲げる農林業の振興の施策について、各種事業の進捗状況についてですが、青年就農給付金事業の進捗状況については、令和3年度から引き続き、新規就農者1名に対して、就農後の安定経営を図るための農業次世代人材投資資金を交付しています。

農業経営基盤強化促進事業については、認定農業者の育成及び担い手となる認定農業者の農地に集積を進めており、本年度、認定農業者1名を新たに認定したところであります。

地域間交流事業については、大楠交流農園の管理を大楠ふるさと保全会に委託し、農業者以外の方々と保全会員による交流を促すことにより、農業への理解を深めています。

次に、前期基本計画に令和8年度までの成果指標として掲げる認定農業者数、新規就農者数、経営耕地面積の状況についてですが、成果指標の状況については、11月末現在で、認定農業者数は1増の14経営体。新規就農者は、なし。経営耕地面積は、農林業センサスの数値を用いているため、現時点では数値を示せない状況であります。

次に、農業経営基盤強化促進事業について、本事業における効率的及び安定的な農業経営体の育成方法について、及び、担い手の確保と農用地の有効利用方法についてですが、ここでいう「効率的及び安定的な農業経営体」とは認定農業者のことを指し、市では、積極的に農業に取り組んでいる方々に、認定農業者制度のメリットや支援の内容について個々に説明する機会を設け、認定農業者としての認定に取り組んでいるところであります。

また、認定農業者の方々には、地域農業の担い手となっていただくことを目標としていますので、そのような方々に農地を集積し、経営基盤の強化につながるよう、農地の利用を促進してまいりたいと考えます。

次に、本事業に係る令和5年度予算計上の内容についてですが、認定農業者の認定に当たっては、主に積極的に農業に取り組んでいる方からの、制度に関する相談の中で、認定手続の説明に基づき農業者が作成する農業経営改善計画について、勝浦市農業委員会、千葉県夷隅農業事務所及びいすみ農業協同組合の意見を聞き、認定基準と照合し、適当と認められたときに認定農業者として認定することとなります。

このため、認定農業者の認定に当たっては特段、経費を要しないことから、本事業についての予算は計上しておりません。

次に、各事業の方向性と財源確保についてお答えをします。

令和4年度で着実に進めたとした各事業の内容と、その方向性についてであります。令和4年度では、前次総合計画・第4次実施計画に掲げる事業を推進したほか、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、各分野の施策の実現に向けた取組を推進したところです。

この中でも、御質問のごみ処理・水道・道路・庁舎といった公共・公用インフラについては、市民生活を支える基盤ですので、各運営に支障を来さないよう、その整備・向上に注力しました。

クリーンセンターをはじめとする施設や機能などの稼働の継続性はもとより、庁舎の非常用電源設備のタンクの増設など、地域防災計画で災害対策拠点として位置づけた市役所庁舎の防災機能を強化しました。

道路整備などでは、墨名地先の小家名谷線での市道の新設改良や、市内各所での道路・橋りょう、河川の維持・改良等を、また水道事業では超過料金の引下げ改定を図りました。

そして、産業分野では外来漁船誘致対策、商店街活性化等支援事業、観光PR事業をはじめ、地域の産業振興・活性化に努めました。

さらに、教育・子育て分野では、保育所・こども園・児童館の円滑な運営や、小中学校の授業で使用する備品等の充実、また、特別支援教育のための支援員配置事業といった、子どもの育み、発達、成長、そして学びに力を注いできたところです。

また、今後の方向性についてですが、令和5年度を初年度とした勝浦市総合計画において、

その方向性について掲げています。

その一部を申し上げますと、ごみ処理施設や、し尿処理施設については、広域での処理体制や民間委託等についての検討を進めます。

水道事業の持続性を確保するために、周辺自治体と事業統合に向けた協議を進め、道路整備に関しては、松野バイパス等の整備を関係機関に要請し、庁舎については、長寿命化の観点から必要な改修を進めてまいります。

また、産業については支援の充実による担い手の確保等を、学校教育に関してはICT教育の推進を、子育て支援に関しては、子育て家庭の負担を軽減するための支援の充実を図ってまいります。

本市が取り組むべき事業の方向性について、一部を述べさせていただきましたが、総合計画の基本構想に掲げる将来都市像「“豊かな自然”に抱かれて“心豊か”に過ごせるまち かつうら」の実現に向け、各種事業を着実に実施してまいりたいと考えます。

以上で、長田議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） それでは、順次質問させていただきます。

先ほどの現状の数値の答弁がございました。この中で、認定農業者数は1経営体、新規就農者数はゼロ。経営耕地面積は、比較ができないという答弁でございます。

成果指標としましては、令和3年から令和8年度までに認定農業者数は13経営体を18経営体、5経営体の増。新規就農数は、1経営体から6経営体、5経営体の増。経営耕地面積は、現状維持の3万4,608アールでございます。

この中で、数字で見る勝浦市の姿の数値というのがございまして、経営耕地は令和2年度の3万4,608アールで、この数字と一致しますが、5年前の平成27年度の数値、経営農地は4万2,992アール、5年間で8,384アールの減でございます。さらに、20年前の平成12年は、6万4,724アールでしたから、3万116アール、300町歩減。前からしますと、今の耕地は53.5%です。

田んぼにおいては、2万2,091アールの減。前の数字からしますと、58.9%ということでございます。20年前の約4割の田んぼが耕作されていないということでございまして、休耕田問題は本市の大きな問題かというふうに考えます。

このように、経営耕地については急激に減少しておりますが、成果目標の現状維持をするためには、現事業については、十分ということではないと考えます。

本市農業者数の減少の要因としましては、米価格の下落、肥料の高騰のほかに大きな問題として、2つあると思います。一つは、人口減少、少子高齢化による各世帯における後継者不足。もう一つは、農業機械更新価格が、農業収入に対して高価格であることが要因であると考えます。

まず、農業後継者についてでございますが、本市農業者数は、先ほどの数字で見る勝浦市の姿の数値ですが、令和2年度の数値では、農家数270世帯、農業従事者数は614人とされています。これを割り返しますと、1農家当たり2.27人ということです。

ここで、本市全体の就業可能世帯の人数はどのくらいかということをお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。お尋ねの統計資料はございませんが、本市の世帯数

と年齢別人口から算出した人数で、お答えさせていただきます。16歳から79歳までが就労可能として算出させていただきました。

世帯数ですが、全世帯数から除いた世帯は、18歳から22歳の単身者の世帯、80歳以上の単身者の世帯、及び、世帯員全員が80歳以上の世帯といたしました。

人口については、全人口から除いた人口は、15歳以下の人口、18歳から22歳の単身者世帯の人口及び80歳以上の人口により、残った人数を就労可能人数として、先ほど申し上げた世帯数から算出したしましたところ、1世帯当たり1.8人であります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

次に、本市における農業従事者の平均年齢について、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。本市の農業経営主の平均年齢につきましては、2020年農林業センサスによりますと、68.24歳となっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） そうしますと、本市全体の就業可能世帯の平均人数は1.8人、農業経営主の平均年齢は68.24歳ということですので、68歳と約3か月ということですよ。

そうしますと、1世帯に1.8人。本市には2人の就業可能者がいないというふうなことが考えられる相当危機的な状況かなということですよ。

農家のほうにつきましては、1農家当たり2.27人ということになりますと、仮に農業従事者が夫婦であった場合、2.27ですから、5世帯の農家に1人だけ多い従事者がいるということですよ。考えられると思います。簡単に計算しますと、11割る5世帯、そうすると結果が2.2ということですよ。でありますので、5世帯に1世帯しか後継者がいない状況。

さらに、農業経営主の平均年齢は68歳と3か月。ということは、10年後の勝浦市の農業経営主は、70歳を優に超える状況ということであり、このままでは、経営耕地面積を維持するということとは相当困難かというふうに考えます。

また、本市全体の就業可能世帯の平均人数は1.8人との算出結果を見ますと、農業だけではなく、市全体の産業におきましても後継者不足であると考えられ、本市の大きな課題ということですよ。

6月に勝浦中学校で開催しました職業人講話という中では、農業をしたいという人がなかったということでした。こういうことを考えますと、私は、これからの農業を維持する施策として、グループによる農作業を支援する施策についてを提案させていただきます。

市長答弁の中では、農業経営基盤強化促進事業として、認定農業者の育成を挙げています。これも強化の一つだと考えます。が、認定農業者数は現在14経営体で、目標も18経営体、4経営体、4人しか増えません。これを目標にしているということであると、それだけでは本市の農業を維持していくということには、ちょっと困難だと考えます。

私も9月の議会でもちょっと触れましたが、これまでは世襲による縦方向の後継者確保ということでしたが、ここでの提案は、横方向による従事者の確保ということを提案させていただきます。

私も農業従事者なんですけど、1人の作業よりも2人、3人でするほうが、はるかに作業効率

が上がります。また、その者は農業を熟知している者ではなくても、役割分担をすることによって、農作業の効率を向上させることができます。共同作業に携わることで、作業全体の経験にもなってきます。

稲刈りを例に挙げますと、1人だと、コンバインで刈取りをしたものを乾燥機まで運ぶという作業を行います。しかしながら、農業の経験がなくても、軽トラックが運転できるということであれば、乾燥機までの搬送は可能です。そうなれば、刈取り時間も短縮され、作業効率の向上につながるというのは当然でございます。そういうような形でしていけば、1人の作業よりも、やはり二、三人の作業のほうが、相当効率がいいということでございます。

また、このような体制としましては、少なくとも3人ぐらい、あるいは3世帯ぐらいの人を一つ要件としまして、グループ内につきましては、耕作管理する農地について、年間の作業内容、作業分担、収支、人件費など様々な項目について話し合いをしまして、グループごとに決まり事、規約を作成すべきと考えます。

私は、グループによる農作業をすることにより、新規就労者が発生してくると思います。経験はないんですが、農業をしてみたい者が農業を始めるときには、経費や技術面で相当苦労することがあると考えます。

例としまして、トラクター1台購入ということでありまして、約300万円。1年で払うとしましたら、米1俵1万2,000円として250俵。1反歩8俵収穫できると仮定しまして、約3町歩を作付しなければなりません。このほかに肥料・農薬等経費や、勝浦市の農地の状況を考えますと、農業を1人で始めることは相当難しいと考えます。

しかしながら、グループ化の一員としてならば、経験豊富な農業従事者とともに農業をすることができ、農機具においても、グループ内での決め事により賃貸借ができれば、2つ目の課題である高価格の農機具を全部そろえなくても、農作業は可能と考えます。

将来的には、現在、農地法の一部改正により、農地購入についての面積要件はございませんので、グループによる農作業の経験をもとに、新規就労者になり得ると思います。この新規就労者は、短期間ではありますが、子に引き継ぐ世襲の後継者と同様な効果があると考えます。

さらに、これらのグループを統合することとすれば、集落営農や、国の施策である多面的機能支払交付金の組織にもつながっていくと思います。

ここで、グループ農作業の支援の方法、勝浦市の関わり合いについてでございますが、グループでの農作業については、規約等を作成させる。その農地について一定期間、耕作や農地管理を行う項目を規定させ、その農地管理面積に応じ、それが達成されたときに、報償的な支援をする。さらに、グループが管理する農地の耕作に適する農機具の購入・更新について支援する仕組みを構築することが、本市経営耕地面積の維持、基本計画施策の展開、農林業の担い手の確保、その取組での新規就労者支援の充実につながると考えます。

ここで質問しますが、国・県の施策としまして集落営農、営農組合の法人化が考えられています。この中で、集落営農の概要、メリット・デメリット及び近隣市町村の状況について、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。まず、集落営農についてでございますが、集落営農とは、集落など地縁的にまとまりのある一定の地域の農家が、農業生産を共同して行う営

農活動のことをいうと定義されております。

また、設立のためには、総会の開催、規約の作成、代表者の決定、費用負担と利益配分をあらかじめ決めておくことが必要になります。

集落営農のメリットにつきましては、農地の利用集積による作業の効率化、また、機械・施設の共同利用による生産コストの低減が期待されること、これらが挙げられます。

また、デメリットにつきましては、強いて言えば、規約の作成など、通常の農作業以外に事務的な作業が生じることが挙げられると考えます。

また、近隣市町村の状況についてでございますが、令和4年度に実施されました集落営農実態調査によりますと、県内で集落営農数は88団体、近隣で申し上げますと、いすみ市で3団体、鴨川市で7団体、市原市で4団体、大多喜町で1団体、長南町で8団体、長柄町で4団体、本市はゼロとなっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。今の説明を聞きますと、集落営農と今、私の話したグループの農作業という提案には、共通する項目が相当多いというように感じます。

また、近隣市町村におきましても、集落営農の実績というのがあることから、本市も、農林業振興の支援策として、集落営農の件数を増やすべきというふうに考えます。

良好な農地であっても、管理しなければ、1年で雑草が繁茂し、そのまま放置しますと、雑木も生えて、農地としての機能を失います。このような状態になった農地を元に戻すことは、相当困難ということでございます。

10年後、20年後の農業を支えるには、まず現在の農業を維持することが重要だと考えます。

このようなことを踏まえ、市長のお考えをお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えをします。議員がおっしゃるとおり、農業者の高齢化、担い手の不足、そして高価な農業機器の購入等々、問題は大変大きく、10年後、20年後、農業生産を維持していくこと、ここに対して、私も強い危機感を持っているところであります。

マスコミ等も最近、食糧自給率の低い現状について報道をしておりますが、改善の見込みが立たないような現状があります。

今、提案された農作業のグループ化、規約の作成、そして農機具の共同利用をする事については一回、この近隣で試したという実績も聞いております。この議員提案の施策については、集落営農の推進と関連する部分もあると感じておりますので、今後、その有効性、そして実効性について研究してまいりたいと思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。自分もやっている中で、切実に感じます。

成果指標の面積、これを維持するということなんでしょうけども、実際に増やすということは今、勝浦では困難だと考えます。維持することをどうするかというところで、考えていただきたいと考えています。

次に、各事業の方向性と財源確保についてということでございますが、令和4年度について様々事業を展開したことは承知しましたが、各事業の方向性については、まだ不安定なところが多いと考えます。

本市の課題としては、先ほど申しましたように、人口減少、少子高齢化に加えて、ごみ処理問題、水道問題は最重要課題であります。

ここで、ごみ、水道、道路、庁舎、教育、子育てについて、各事業の例として掲げたと思いますが、これらの将来の計画についてお伺いしたいと考えますが、教育に関しては小学校統合について、また芸術文化交流センターキュステの施設の改修について、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 質問の途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

午前１１時５８分 休憩

午後 １時００分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。ごみ処理の将来計画でございますが、先ほど市長答弁でもありましたように、市の方向性として、広域での処理の検討を進めるというところで、可燃ごみの処理については、市原市に処理の申入れを行ったところですが、協議などについては、これからの作業となります。

したがって、将来計画についても、協議が進む中で、具体的なものが策定されるものと考えます。広域的な処理を行うとしても、施設の整備や改修などが見込まれることと思われまふ。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、窪田水道課長。

○水道課長（窪田 正君） お答えいたします。私のほうからは、水道事業の将来計画というところで、お答えさせていただきます。

現在、勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町の夷隅地区、２市２町のほうで水道事業の統合広域化に向けた協議を進めているところでございます。

水道事業体として、緊急事態への対応とか技術の継承といった水道事業体の運営基盤の強化、合理的な施設の整備など、一つの事業体では解決できない様々な課題に広域的に対処しまして、安全で良質な水道水を将来にわたり供給することを目的としまして、統合広域化の検討を進めてきたところでございまして、令和４年４月に２市２町の首長によります夷隅地域水道事業統合協議会が発足しまして、令和７年４月の統合広域化を目標として、協議を進めているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） 私のほうからは、道路の将来計画ということで、お答え申し上げます。

地域間を結ぶ幹線道路をはじめ市道につきましては、市民生活の向上及び通行の安全を図るため、地元からの要望、交通状況等も踏まえ、現道を利用した危険箇所や道路機能の改良等の整備を計画的に進めてまいります。

また、国県道につきましては、道路管理者である千葉県に改良の要望をしております。

特に松野バイパスにつきましては、市としても重要な路線と認識しております。現在、１工区の白井久保から松野の間の事業を実施しております。今年度は、夷隅川にかかる橋梁工事として、仮設の橋及び橋台の工事を着工するというところでございます。引き続き、早期完成の要

望をしてまいります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。庁舎に関してでございますが、令和5年3月に策定いたしました個別施設計画に基づきまして、長寿命化対策等を講じてまいる考えでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） 私から、小学校の統合についてお答えいたします。

勝浦市総合計画・前期実施計画におきまして、学校規模及び配置の適正化の推進としております。したがって、小学校の統合については児童の教育環境を第一に考え、保護者や地域住民との共通理解を図りながら、学校統合の適否を検討していきます。

具体的に申し上げますと、小規模校の今後の在り方を検討するための意見交換会を興津小学校、豊浜小学校、総野小学校で、10月に行いました。この会議の出席者は、保護者の代表の方々、小学校区の区長の方々、校長・教頭、そして勝浦市からは岩瀬教育長、学校教育課長。学校教育係長でした。この会議で、関係保護者を対象としたアンケートの実施が承認されましたので、アンケートを実施したところであります。

今後、アンケート結果を基に、次回の意見交換会を実施する予定であります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） 私のほうからは、勝浦市芸術文化交流センターキュステの施設改修につきまして、お答え申し上げます。

キュステのほうは、開館以来、10年近くたっているということから、経年劣化等々ございまして、施設の修繕等は定期的に行っておるところでございます。また、将来的なものといましては、令和5年3月、策定しました勝浦市個別施設計画に基づきまして行っていくということを見込んでおるところでございます。

令和5年度から9年度までは、空調機器の更新とか中央監視自動制御装置の更新といったのを含めまして、概算ではございますが、約1億7,800万円。令和10年度から14年度までにつきましては、非常用照明バッテリーの交換等、これも概算でございますが、約1億6,000万円ということで、10年間、これ概算でございますが、約3億3,800万円の改修ということを見込んでおるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） 次に、水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） 私のほうから、子育て支援の充実についての今後の施策の展開について、お答えさせていただきます。

現在の子育て環境に関する課題として、核家族化や地域のつながりの希薄化が進んでいく中で、子育て家庭が孤立しやすい傾向にあり、今後もその傾向は続いていくものと考えております。

市としましては、最初の接点である母子保健分野の子育て世代包括支援センター機能と、児童福祉分野の子ども家庭総合支援拠点機能を維持しながら、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに一体的に相談支援を行う機能を有する相談体制を整備し、あわせて、様々な支援が必要となる家庭に対する関係機関との連携を強化して、子育てに関する相談窓口の一本化、相談体制の充実を図ってまいります。

また、保育の充実に関しては、共働き世帯やひとり親世帯が増加していく中、安心して仕事と子育てが両立できる環境づくりに向け、多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実を推進するとともに、保育士の量的・質的向上による体制整備や、保育施設でのＩＣＴの活用による安全で質の高い保育サービスの提供に努めてまいります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田悟議員。

○４番（長田 悟君） ありがとうございます。今の各課のほうの計画ということで、大体の計画は進んでいるということですが、ごみ処理等につきましても、広域での処理ということであって、そうなってくると、今の施設じゃなくて、ストックヤードとか、それぞれつくりますよということも出てきます。

また、庁舎につきましても、これは現在、改修中であるということで、この庁舎を使うんだということであれば、さらなる改修というのが将来に向かって出てくるということだと思います。

また、キュステについても、この10年間で3億円というような形の予算が使われるということで、分かっていることは、事業を推進するには財源が必要だということです。財源の確保については、大きな事業においては起債にて対応するというのは、市のほうの考え方だと思いますが、その中で、これまで実施してきた事業内容、主な財源確保の状況、一般財源の支出の状況とか分かれば、財政課長のほうから、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。大きな事業、申せば多額な事業の財源に関しましての御質問でございますけれども、建設事業に係る財源について申し上げますと、まずは国の交付金や補助金などの活用を検討いたしまして、残りの事業費について、地方債とか一般財源で賄うということが基本となるところでございます。

昨年度の主な建設事業で申しますと、市民生活や産業経済の基盤であります道路などにつきまして、墨名地内、市道小家名谷線の道路改良工事、また、新官地内の新坂沢倉線の舗装修繕工事をはじめとする土木費の道路橋りょう費での工事費、1,000円単位で申し上げますと、2億3,606万8,000円。

この財源内訳といたしましては、国県支出金が2,705万8,000円、割合で11%。ふるさと応援基金の充当が9,200万3,000円で、39%。地方債が6,360万円で、27%。一般財源が5,340万7,000円で、23%という内訳となっております。

また、やはり市民生活を支える重要な行政基盤の一つでございますごみ焼却施設の改修関係事業につきましては、令和4年度の事業費が2億5,545万6,000円。

これに対しての財源は、ふるさと応援基金が1億5,082万円で、割合が59%。地方債が5,330万円で、21%。残り一般財源が5,133万6,000円で、20%という内訳となっております。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田悟議員。

○４番（長田 悟君） ありがとうございます。様々なものがあるということでございますが、今の話を聞きますと、必ずや一般財源を伴う支出だというふうに考えます。

ここで、私は、提案というわけじゃありませんけれども、各事業におけます基金の設立ということを提案させていただきます。

今回の条例のほうにも基金条例が出ているということは承知しているんですが、基金というのは、御承知のように地方自治法の241条に規定されていまして、第1項は、条例制定により基金を設けることができる。第2項では、条例で定める特定の目的に応じ及び確実かつ効率的に運用するということになっています。第3項については、当該目的のためでなければ、これを処分することができないというような形に規定されているというのが基金です。

本来、総合計画につきましては、将来を示した総合計画ということでありますので、これを推進するにはこれまで、今、課長のほうから話がありましたように、各事業については、必ずや財源が必要だということです。

ですから、本市が取り組まなければならない必須の事業、先ほど言いましたごみとかそういうようなことにつきまして、あと水道とか、個々の基金の創設をすることにより、その目的のための財源として確保するということは、総合計画の実施計画の推進、具体的な推進ではなく、金のほうでも推進をしたのではないかというふうに私は考えます。

そういうような考えの中で、最後に、基金の設立についての市長のお考えをお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えをします。将来を見据えた行政目標に向かって、また、目の前に山積する行政課題の解決に当たっては、議員より話がありましたように、財源の確保がいつの時代においても重要であって、そして、大きく重い課題でもあります。

その中で、市民の皆さんの様々なニーズにお応えしていくには、とりわけ使途、使い道の縛りのない一般財源の確保が必要となってきますので、私どもも、その確保に向けて、検討と努力を重ねてまいりたいと考えております。

そして、今後の最重要課題の一つであります公共施設などの整備につきましては、国庫補助金など地方債の活用が基本となりますでしょうが、これらを除く一般財源部分については、今議会に条例案を提出しておりますが、公共施設等整備基金の造成をもって、その一部を確保してまいりたいと考えております。

このように様々な課題、そして目標に向かっての事業費の財源確保に当たり、基金設置を含めまして、検討と努力を積み重ねてまいりたいと考えます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。私といたしましても、総合計画を進めてほしいんですよ。これが将来の勝浦のためになるんだということでありまして、繰り返しになりますけども、やっぱり財源が必要です。これが流動的な一般財源という形で、確固たるこのものをつくれますよというもの、やはりそれが総合計画の推進であるかなというふうに考えますので、その積算等は、また基金の条例の中で質問させていただきますが、その積算根拠ということを明確にさせていただいて、健全な財政をしていただきたいというふうに考えます。

ありがとうございました。

○議長（佐藤啓史君） これをもって、長田悟議員の一般質問を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、狩野光一議員の登壇を許します。狩野光一議員。

〔7番 狩野光一君登壇〕

○7番（狩野光一君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問、登壇しての質問をさせていただきます。新政同志会、狩野光一です。

本日は、3つのテーマについてお尋ねします。

まずは、急斜面や崖、樹木に対する危険対応について、お尋ねします。

今年8月、市道松部鶴原線にて、樹木倒壊により延べ3日間にわたり通行止めとなる事象がございました。樹木は、道路に隣接する別荘の敷地から、道路を横断する形で伸びた大木で、既に立ち枯れている状態でした。当該樹木は、近隣住民からその危険性を指摘されており、これを受けて、都市建設課と地権者との間で、伐採に向けた手続を進めている矢先での出来事でした。観光シーズンで、近接する尾名浦海岸には多くの海水浴客がいる状況での出来事であり、人身や車への被害がなかったことには、胸をなでおろす気持ちでした。

勝浦市は、その地形的特徴から、狭い海岸平地と丘陵台地の間には、多くの崖や急峻な斜面があり、また時代の流れとともに、管理されていない山林や樹木も多数見受けられます。近年、地球の温暖化に伴う異常気象による集中豪雨や、台風の強大化、また巨大地震の発生が近いとも言われており、一たび発生すれば、市内に点在する崖や斜面、管理されていない樹木などは、市民に向けた凶器と化す可能性があります。

自然災害は、時として防ぐことができない場合があります、その被害を最小限に抑えるために、減災という考え方が重要になってきます。リスクを予想して、平時に、危険に対する備えをしっかりしておくという考え方です。日頃からの災害に強いまちづくりは、市民の生命、財産を守るために欠かせないものであり、行政の務めであると理解をしています。そこで、2点質問いたします。

1つ目、悪天候等により崩落、倒壊のおそれがある場所について、市が把握している件数はどのくらいあるのか、お聞かせください。

2つ目、これらに対して、市が対処する場合の基準はどのようなものか、お聞かせください。次に、テーマ2つ目として、脱炭素化推進事業についてお尋ねします。

自身が行いました6月定例議会での議案質疑により、事業の概要は理解したつもりです。温室効果ガスの排出削減という国の方針に基づいて、市として取り組む際の多種多様なデータの一つとして用いるためと説明をいただいております。また、事業の継続性に対する問いには、検証の結果を見て、判断をしていきたいといったお考えも伺っております。いずれの用途に活用するとしても、重要なことは、そのデータが実態を正確に反映していることが不可欠なことと考えており、個人的にも非常に興味深い分野でもあります。市役所庁舎に機器が設置されてから、まだ半年もたっていませんが、委託事業者からは毎月のレポートが提出されると伺っております。そこで1点質問します。

実証実験の序盤4か月を経過した現時点での実績、そして、これに対する市の評価というのはどのようなものか、お聞かせください。

最後のテーマになります。市内交通事情の改善についてお尋ねします。

市内の公共交通を含む、市民の生活移動手段の利便性を向上させることは、前市長、現市長並びに多くの同僚議員がその選挙公報などにも掲げ、これが市の重要課題として認識をされているものと理解しております。同時に、自分自身に寄せられる声ばかりでなく、公のアンケー

ト調査の結果、市長への手紙につづられた悲痛な声からも、客観的に捉えて、市民が解決を望む重要課題に位置づけられると考えています。

本課題については、主にデマンドタクシーの運用拡大を中心に、これまで二度にわたり、一般質問で取り上げてまいりました。コロナ禍により、思うように事業展開ができなかった部分もあると承知していますが、いずれも「検討協議を継続する」といった趣旨の回答であったと記憶しています。そこで1点質問します。

検討協議の継続という回答をいただいてから、多くの時間が経過していますが、当課題に対する市の取組と、その進捗状況はどうなっているのか、お聞かせください。

以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 市長から答弁を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいまの狩野議員の一般質問にお答えします。

初めに、急傾斜地や崖、樹木に対する危険対応について、お答えします。

まず、悪天候等により崩落や倒壊のおそれがある場所の把握件数についてであります。市内では、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に、486か所が指定されており、その多くが人家裏の崖となっています。

市道に面する崖は、勝浦市道路防災総点検で「防災カルテにより強化監視」と判定されている箇所が22か所あります。

そのほか、本年度、地元から17件の要望がありましたので、これを含め、土砂崩れのおそれのある箇所については、525件と認識しております。

また、倒木のおそれのある箇所については、本年度の地元からの伐木・伐採の要望数でしか把握できませんので、その要望数については、83件であります。

次に、把握箇所に対処する場合の基準についてであります。民地の崖については、市で対応することはできませんが、崖が急傾斜地崩壊危険区域に指定され、一定の条件を満たすことにより、市で対応することもできます。

樹木の伐採についても、急傾斜地崩壊対策事業で、市が施工した構造物に影響を及ぼすものは、市で伐採しています。

また、市道脇について、道路敷からの崩落、樹木については市で対応しますが、民地からの樹木については、所有者にお願いしています。

ただし、道路法第30条及び道路構造令第12条により、いわゆる建築限界で定めている「車道より4.5メートル以下の樹木」については、民地の樹木でも、道路管理者である市で伐採しています。

そのほか、市道等で通行に支障を来すなど、その機能に影響がある場合は、伐採のほか、崩落土砂の撤去についても、市で対応しています。

次に、脱炭素化推進事業について、お答えします。

実証試験の現時点の実施と市の評価についてであります。本事業は、地球温暖化対策の一環として、カーボンニュートラルの推進、食品ロス削減による温室効果ガス削減効果の検証、市民の脱炭素及び食品ロスに対する意識の向上等が目標であります。

無人自動販売機については、温室効果ガス削減及び食品ロス削減の必要性を市民に周知し、

意識の醸成を図ることが重要であると考え、二酸化炭素削減量の把握と併せ、その手段として設置しているところです。

無人自動販売機の設置に係る直近の効果については、10月末時点の累計で、食品ロス削減数734個、二酸化炭素削減量194キログラム-CO₂であり、一定の効果がありました。

次に、市内交通事情の改善についてお答えをします。

市内交通事情の改善に向けた市の取組と進捗状況についてであります。令和5年2月、計画期間を令和5年度からの4年間とした勝浦市地域公共交通計画を策定しました。この計画は、高齢者や学生等の交通弱者への対応、電車・バス等の現在の体制維持、デマンドタクシー制度の見直しなど、課題解決に向けた施策を取りまとめたものであり、この計画に基づき、本市の地域公共交通の改善に向けた事業を展開してまいりたいと考えます。

具体的な取組や進捗状況については、まず本年度4月から、JR外房線の利用促進として、高校生の通学定期券購入の補助や通勤通学者の特急券購入補助を始めています。そのほか、市内の移動支援の充実として、夜間タクシーの運行に関する交通事業者との協議を進め、年末年始24日間の運行の協議が調いましたので、本議会において、予算を提案しているところです。

また、来年度に向けては、デマンドタクシーの契約期間が来年度9月までとなりますので、その運行区域を含めたサービスの見直しを行うため、市民アンケート調査や地区懇談会の結果等を踏まえながら、ICTの活用等も含めた利便性の向上に向けて、様々な検討を行っているところです。

今後も、よりよい公共交通の構築を目指し、利便性の確保とコストとのバランスなど、交通事業者とも丁寧に協議を進めながら、引き続き検討を重ねてまいりたいと考えます。

以上で、狩野議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 御答弁どうもありがとうございました。それでは、いただいた御答弁に対して、再度、御質問させていただきたいと思いますが、一部感想でもございます。

まずは、急傾斜地、崖、樹木に対する危険対応についてでございます。市が把握している件数ということでお尋ねをいたしました。これに対しまして、大変大きな数字だなという感想を持ちました。

ただ、説明の中にありましたのは、土砂災害警戒区域あるいは土砂災害特別警戒区域、これ県が指定するものと承知しておりますけれども、こういったものをそのままの数字で持ってこられているので、必ずしもこれが危険に直面しているという状況ではないのかなというふうに理解をいたします。

ただ、その後段でお話のありました地元からの要望17件、崖地、斜面についてでありました。さらに加えれば、倒壊、樹木についての対応要望が83件で、これはちょうど100件ですか。100件のそういう対応要請があるということ、ここは非常に重要だと思います。数字で挙げれば、この数字ということですが、わざわざこういった要請を市にお願いするということは、勝浦市の各地に100か所の不安、100か所の心配、そういったものが地域にあるということで、そこをまず取り除くというような考え方が非常に重要なのかなと、今のお話の中で感じました。

また、こういった基準で、市が対応する、あるいはできないということを決められているのかという質問については、御説明によれば、いろんなケースがあって、様々な適用するルール

とか、その立地あるいはその所有者というような様々な要素が絡んでくるもので、ざっと言うと、一概に、画一的に判断のできるものではないのかなと、そういうふうに感じております。

とはいえ、先ほど申し上げましたように、市民の生活地、その近くでこういった不安要素がある。これに対して、市としてもいろいろな対応をされていると思いますので、もし分かれば数字的なものを教えていただければと思います。

このように市民から寄せられた様々な事象に対して、市として対応した件数というものが分かれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。まず、先ほどの市長答弁の中の地元からの要望件数ということでございますが、5年、今年度の11月末の数値でございます。土砂崩落の件数ということで、全部で17件。その内訳といたしましては、市道での崩落が8件、人家の裏山で5件、その他の民地で4件でございます。

市道の土砂崩落につきましては、既に対応済みでございます。また、人家の裏山とその他の民地につきましては、地権者で対応していただいているところでございます。

また、伐採、伐木の件数でございますが、83件でございます。内訳といたしましては、市道で69件、人家の裏山で2件、民地、これは道路河川の脇ではあるんですが、明らかに民地ということで、3件でございます。

あとは県道で、伐採、伐木の要望ということで、9件でございます。

民地につきましては、やはりこれも地権者で対応していただいているところでございます。

また、市道につきましては、全部対応済みになってございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。それぞれ、市が対応したもの、さらには地権者で対応したものという詳細を御説明いただきまして、どうもありがとうございます。

これら、それぞれ対応いただいた事象ですけれども、もう1点お伺いしたいのは、崩れそうだから、それに対しての対応をしたのか。崩れてしまったので、それに対応したのか。要は予防措置としての対応なのか。復旧措置としての対応なのか、その辺が分かれば、お聞かせいただきたい。もし両方あるとすれば、どの程度の割合であるのか、併せてお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。まず、土砂崩落のほうなんです、17件のうち、ほとんどが崩れた後の報告ということになります。

また、樹木の伐採、伐木につきましては、おおむねこの数字ということで、このほかに倒木ということで、ほかにも数字ございますけれども、ここには含まれておりません。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。崖、斜面については、ほぼ事後対応。伐木というのは、その字からいって、予防対応なのかなと。倒木は事後対応というような解釈をさせていただきたいと思いますが、実は私の地域等で、いろいろ御相談、市民の方から相談いただく中で、崖崩れとか倒木に対する相談というのは大変多いです。

昨今といたしますか、近年といたらいいんでしょうか。山林、自分の所有する山林への意識というのが、私たち子どもの頃、四、五十年前と比べたら大きく違っているなというふうに感

じております。昔は、知らない山に入って自然薯を掘っていると、「おまえ、そこで何やっているんだ」と怒られて、「うちの山に入るんじゃない」と叱られる。そういう財産の意識というものが、みんな所有者にあったと思います。

しかし、今、代替わりも含めて、そういった山や山林とかが活用されていない。あるいは、その所有者が、税金の納付書は来るんですけども、一体それがどこにあって、どこからどこまでが自分の所有する土地なのか、それさえも分からない。当然、それをどう管理していいかも分からないという状況は、少なからずあると思います。そのうちの一人が私でもありますので、必ずしも特別なことではないのかなと思っています。

山林、樹木の管理というところで、そういう問題があるという部分については間違いないと思うんですけども、市として、こういった方々に対して、管理の手助けというものの、これ行政としてやる必要もあるんじゃないかなと、そのように感じているところです。

もう一つ、質問させていただきます。今申し上げましたように個々の市民、管理責任、あるいは管理方法など、正しく理解されてない方も多くいる中で、そういった山林等の管理に関わる総合的な相談を受け付ける窓口とか相談会とか、そういうような機会を設けてはどうかというような考えがあるのですが、これについてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答え申し上げます。まず窓口、相談会の設置ということでございますが、山林というくくりになりますと多岐にわたりまして、関係部署との協議も必要になると思われまします。人家の裏山での崩壊とか倒木、また道路沿いの崩壊、崩落、倒木ということについては、先ほど議員もおっしゃられたように個人で対応できるものか、また市で対応できるものかなど、状況によっても変わります。

一概には判断できないと思いますので、今でも倒木があった。崩落があったということ、都市建設課にも随分、問合せがございますので、まずは都市建設課のほうに御連絡いただければと思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 分かりました。様々なケースがある中で、画一的に扱えない。先ほどお話ししたとおりの実態があるんだよということで、窓口に関合せしてほしいというお話です。

ぜひとも、そういった相談があったときには丁寧に御対応いただいて、市民の不安払拭につながるような御対応をぜひともお願いしたいと思います。

続きまして、脱炭素化事業について、質問をさせていただきました。こちらについては、その成果についての途中経過ですか、これをということでお伺いしました。二酸化炭素（CO₂）の排出削減については、194キログラム-CO₂というような数字が告示されましたけれども、このCO₂の削減量194キログラムなんですけれども、これはこういった要素を含んでいるのか。これ、食品ロスを防いだことによる減少分なのか。あるいは事業全体を含めて減少した、冷蔵庫で使う電気、あるいは商品を運搬する車両、こういったものを全部含めた中での数字なのか、その点をお願いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。無人販売機に並べられております食品ごとに、生産から流通、消費されず廃棄、焼却するまでに発生する二酸化炭素を把握し、消費された数から、

二酸化炭素削減量を算出しているものでございます。

もう一つ問合せがあります事業全体というところでございますが、無人販売機に納品する際に発生する輸送時のもの、また、販売している消費電力等についての二酸化炭素については算入されておりません。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。あくまでもその食品、廃棄を免れた食品を製造する過程で発生した二酸化炭素の積み上げだということで、理解いたしました。

ただ、今回、この事業の目的が、国の方針に基づき、やがて勝浦がそれに取り組む際のデータ取りですよということであります。その数字が正確なものとして把握できなければ、今後、取り組む事業そのものの効果に影響してくると思います。

ですから、私が考えるには、この事業については、もちろん今、計算されている食品ロス、これによって削減できた二酸化炭素量も必要なんですけども、私もいろいろ資料を見ると、電気代ですね。機械のほうのPRで、電気代は1か月3,000円程度というような記事を見たことがあります。1か月3,000円といいますと、電力量としますと、およそ100キロワットアワー。この100キロワットアワーというのを二酸化炭素に換算しますと、1キロ当たり0.37という数字がありますから、大体37.6キロぐらいの二酸化炭素の排出になるわけです。

結局、194キロ削減したけれども、3,000円分の電気を使うことによって、37キロ、効果は小さいんですよ。これに今度は運送用のガソリンといったものを含めていくと、さて、これを194キロと評価して、そのまま事業化したときに、効果ってどうなんだろうというような疑問もあります。

この事業は、委託で取り扱っていると承知しておりますが、1点お伺いします。契約内容と違うからできないということであれば仕方ないんですけども、今後の評価の中に、そういった輸送に関わるもの、販売に関わる電気代、そういった関連の二酸化炭素削減を加味してもらうことは可能でしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。本事業の中で、議員のおっしゃるような対応というか、計算等はできないと認識しております。

そういったものについては今後、策定する計画等の中で、今回得られたデータ等をもとに、算出量を参考として活用できるかと考えているところです。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 分かりました。事業者からの報告の中に含めることはできないということで承知いたしました。

ただ、これを事業化して運営する際には、市が独自にそういった評価をするという方法もあるかと思いますので、ぜひともその辺の御検討をいただければと思います。

最後になります。市内交通事情の改善についてでございます。これにつきましては令和5年度から、これから4年間、勝浦市地域公共交通計画策定して、その中で取り組んでいくんですよというような説明だと承知しております。

ただ、この交通事情の改善というのは、私が知る限り、もう5年前から大きな問題として、企画課のほうでいろんな取組をされていました。私自身、提案書をお持ちしたこともあります

し、先ほど申し上げましたように、一般質問として2回取り上げさせていただきました。そして現在を見たとき、申し訳ないんですが、残念ながら、これといった成果を見いだすことは、できないでいます。

そうなりますと、今の現状の環境の中で、勝浦市の公共交通を改善、一つは拡充ですね。バスの運行本数を増やす。デマンドタクシーの運行エリアを広げると。これは前々からいろいろ検討されたことですが、これまでの長い検討時間の中で成果を見なかったということは、やはり一つ大きく違った方法をとる必要もあるのではないかというふうに思います。そこで、交通事情の改善については、1点の質問とさせていただきますけれども、方向性に関わる部分ですので、市長もしくは副市長のほうにお答えをいただきたいと思います。

生活交通手段の改善は、先ほど申し上げましたようにアンケート調査、あるいは市長の手紙の内容などから、市民の大きな願いであること、これは客観的に捉えることができます。これに対して、バス路線や運行数の確保、デマンドタクシーのエリア拡大に向けた協議・検討、市がこれまで取り組んで努力していることは承知をしております。

今、申し上げましたように、しかしながら、目に見えた成果というものを私としては見いだすことができないでおります。加えて申し上げれば、来年、2024年からは、運輸業界にとっては大きなターニングポイントとも言われています2024年問題、これを控えております。となりますと、なおのこと、これまでの交通機関を充実させるということは一層厳しくなっていくといったことは、容易に予見できる状況だと思えます。

私も新政同志会では先月、行政視察に参りました。そのテーマが「自家用自動車による輸送」というところをいろいろ聞いてきました。これは、道路運送法に定める自家用自動車による有償旅客運送という特例制度を利用して、地域の交通事情を改善するという取組です。

有償旅客運送というのは、簡単に申し上げますと、幾つかの縛りの中で、地域の交通、移動を支えるために、二種免許がなくても、有償で人を運ぶ、送迎は可能といった制度でございます。こういった内容を非常にうまく運用している自治体を見てまいりました。

私も、帰ってきてから、そのほかの自治体について調べさせていただいたところ、千葉県では南房総、富津、そして木更津で、同じ制度を活用した事業を展開しております。首都圏を除いて地方となりますと、もうほとんど全県の自治体で、同じような制度を活用した取組をされているというところもございます。

ですから、本市の現在の状況、これまでの取組で大きな効果がなかったという現状を踏まえれば、こういった別の手法というものを積極的に取り入れて、さらなる改善を図る必要があるのではないかと、そのように考えますけれども、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） それではお答え申し上げます。公共交通を充実させるための方向性についてでございますが、全国的にも様々な施策が行われている中で、議員仰せの自家用有償旅客運送も含めまして、この勝浦市の特性に合った交通施策を実施するための方策を、他の自治体の例を参考にしながら、また交通事業者との協議を重ねていきながら、よりよい交通体系の構築を目指し、検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。

これをもって、狩野光一議員の一般質問を終わります。

散 会

○議長（佐藤啓史君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
明12月7日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集願います。
本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時57分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問